

国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ 8月1日より高齢受給者証が新しくなりました

70歳から74歳の国民健康保険被保険者の方へ、8月1日より利用できる高齢受給者証を7月下旬に送付しました。病院等を受診する際は、国民健康保険被保険者証（保険証）とあわせて窓口に提示してください。なお、新しい高齢受給者証は、21年中の所得の状況を参考に、一部負担金の割合が決定されています。

7月31日有効期限の高齢受給者証は、市民課窓口へ返却してください。

適用時期

1日生まれの方は70歳になる誕生月の1日から、2日以降生まれの方は70歳になる誕生月の翌月1日から、受給者証を適用月の前月末までに自宅に郵送します。

自己負担限度額

・外来（個人ごとに計算）

1か月に支払った自己負担額を合計し、別表の外来欄の額を超えた分が高額療養費として支給されます。

・入院

高齢受給者証に記載されている一部負担金の割合に応じて、それぞれの病院等に支払う限度額は別表の入院欄の額となります。
なお、非課税世帯の方は、事前に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け、入院時にその証を病院等に提示すると、支払いが低所得世帯の限度額までとなります。

別表（保険診療の1か月の自己負担限度額表）

◇平成23年3月まで適用

区分	負担割合	外 来	入 院
現役並み所得者世帯	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円※)
一般所得者世帯	1割	12,000円	44,400円
低所得世帯 (非課税世帯)	II	8,000円	24,600円
	I	8,000円	15,000円

※同じ世帯で過去12か月に高額療養費の支給を3回受けている場合、4回目からの自己負担限度額

◎低所得世帯IIとは…

世帯主および国民健康保険被保険者全員が住民税非課税の世帯

◎低所得世帯Iとは…

世帯主および国民健康保険被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各種収入等から必要経費等（年金収入は控除額を80万円として計算）を差し引いた所得が0円となる世帯

負担割合

	平成23年 3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年7月31日まで
現役並み所得者	3割	3割
一般所得者	1割(注)	2割

(注)平成20年4月から2割負担に引き上げられましたが、政府による1割負担凍結措置により、患者負担は1割に据え置かれています。

◎現役並み所得者とは…

同一世帯に住民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円、1人で383万円未満の場合は申請により、一般所得者の負担割合になります。（該当者にはお知らせしています）

受給者証の有効期限

平成23年7月31日

ただし、75歳の誕生日をむかえる方は誕生日の前日。



問い合わせ先

市民課 国保年金グループ ☎40-5556